

神奈川県家庭部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭部門における脱炭素化を推進するため、第3条に掲げる事業に要する経費に対し、神奈川県（以下「県」という。）が予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 共同住宅

2以上の世帯が居住する空間が同一の建物にある構造の住宅をいい、事務所や店舗などの併用住宅を含む。

(2) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅をいう。

(3) 既存住宅

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に定める住宅以外の住宅をいう。

(4) 管理組合

建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは第65条に規定する管理組合又は第47条第1項（第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人であって、代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体として主要な点が確定し規約が制定されているものをいう。

(補助事業)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとする。

(1) 共同住宅に自家消費型太陽光発電等を導入する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金」という。）

(2) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを導入する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金」という。）

(3) 既存住宅において省エネ性能の高い窓等に改修する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金」という。）

2 前項の補助事業を行う者（以下、「補助事業者」という。）は別表1から別表3に定める要件及び次の各号に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

(1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。

(2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。

(3) 次の申立てがなされていないこと。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て

(4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始

決定がなされていないこと。

- (5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。
- (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (9) 補助対象設備の設置場所と同一の所在地において、第1項のうち第1号を除く各号の補助金の交付決定を受けていないこと。

（補助額の算出方法等）

第4条 補助額は、当該補助事業に要する経費のうち、別表1から別表3に定める経費（以下「補助対象経費」という。）に対して、別表1から別表3に定める方法で算出するものとする。ただし、補助額と国の補助金、国庫支出金その他の名称を問わず国からの給付と知事が認める合計額が補助対象経費を超えないこととする。

2 前項の補助対象経費に消費税及び地方消費税は含まない。

3 第1項の規定により算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（利益等の排除）

第5条 補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社調達又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年十一月二十七日大蔵省令第五十九号）第8条に規定する関係会社からの調達（工事等を含む。）がある場合、次のとおり、補助対象経費から利益等相当分の排除を行うものとする。

(1) 補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下のア～ウの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

ア 補助事業者自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 補助事業者の関係会社（上記イを除く）

(2) 利益等排除の方法

ア 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費の金額を算出するものとする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費の金額を算出するものとする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

ウ 補助事業者の関係会社からの調達の場合（上記イを除く。）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費の金額を算出するものとする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取

引価格から利益相当額の排除を行う。

(交付申請の書類)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、別表1から別表3に掲げる書類を知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

(交付又は不交付の決定の通知)

第7条 規則第4条の規定による交付又は不交付の決定は、別表1から別表3に定める様式により通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、補助額（第3条第1号の補助事業にあつては設備の種類ごとの補助額）に影響を及ぼすことがないものについてはこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(変更の申請等)

第9条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別表1から別表3に定める様式を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による書類の提出があつた場合において、その内容を審査した上で、別表1から別表3に定める様式により通知するものとする。ただし、変更を承認する場合でも、第7条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。
- 3 前条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別表1から別表3に定める様式を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による書類の提出があつた場合において、その内容を審査した上で、別表1から別表3に定める様式により通知するものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第10条 規則第7条第1項の規定により交付申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までとする。

- 2 前項の規定は、第9条の変更の承認の申請について準用する。この場合において、前項中「交付の決定の通知」とあるのは、「変更の承認の通知」と読み替えるものとする。

(補助事業の実施)

第11条 補助事業は、規則第4条の規定による交付決定を受けた以降に補助事業に着手しなければならない。補助事業の着手の日は、別表1から別表3に定めるとおりとする。

- 2 補助事業は交付の決定を受けた年度内の3月末日までに完了しなければならない。なお、補助事業の完了の日は、別表1から別表3に定めるとおりとする。

(状況報告及び調査)

- 第12条 規則第10条の規定による状況報告は、交付の決定を受けた年度の3月末日までに別表1から別表3の様式により行わなければならない。ただし、当該期日が神奈川県の日を定める条例（平成元年神奈川県条例第12号）第1条第1項の規定による県の休日（以下「県の休日」という。）に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。また、同期日までに第13条に規定する実績報告を行った場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

(実績報告)

- 第13条 規則第12条の規定による実績報告は、別表1から別表3に掲げる書類により、補助事業完了の日から2か月以内又は交付の決定をした年度の翌年度の4月末日のいずれか早い期日までに行わなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。
- 2 前項に規定する実績報告は、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - 3 知事は実績報告書の内容審査の結果、必要であると認めるときは補助事業者に対して補助事業に関し報告を求め、補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を調査し、又は関係者に質問をすることができる。
 - 4 補助事業者は、前項の規定による報告の聴取、事業所等への立入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(補助金の額の確定及び支払)

- 第14条 規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、第7条又は第9条の規定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、別表1から別表3に定める様式により補助事業者に対し通知するものとする。ただし、当該各決定額は第7条又は第9条の規定により通知した交付決定額を超えることはできないものとする。
- 2 この補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。

(決定の取消し)

- 第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
 - (4) 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき。
 - (5) 第3条第1項第1号の補助事業については、第6条に基づく申請を建築主が行った場合で、第13条に基づく実績報告時までに管理組合が設立されなかった場合

(補助金の返還)

第16条 補助事業者は、前条の規定による取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けないうで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄（以下、「処分」という。）してはならない。

2 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間（以下「処分制限期間」という。）並びに同条第2号及び第3号の規定により、知事が定める財産の種類は、別表1から別表3に定めるとおりとする。

3 補助事業者は、処分制限期間の間に、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分しようとする場合は、あらかじめ別表1から別表3に定める様式を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、別表1から別表3に定める様式により通知するものとする。

5 知事は内容審査の結果、必要であると認めるときは補助事業者に対して補助事業に関し報告を求め、補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を調査し、又は関係者に質問をすることができる。

6 補助事業者は、前項の規定による報告の聴取、事業所等への立入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

7 知事は、第3項の規定により処分を承認するときに、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。

8 補助事業者は、前項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを県に納付しなければならない。

(書類の整備等)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間又は第17条に定める処分制限期間のいずれか長い期間が経過するまで保存しなければならない。

3 補助事業者が法人その他の団体である場合で、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散するときは、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第19条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を

知事に届け出なければならない。

- (1) 第3条第1項第2号の補助事業に着手したとき。
- (2) 個人にあつては、住所又は氏名を変更したとき。
- (3) 法人その他の団体にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。

2 前項第1号の規定による届出をする場合は、別表2に定める様式を知事に提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第20条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者が補助事業者に含まれる場合には、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 法人その他の団体にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。

2 知事は、補助事業者が補助金の申請を行ったとき又は補助金の交付決定を受けた以降に、補助事業者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。補助事業者は、知事が神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、あらかじめ当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助金の交付決定を受けた補助事業者が、第1項に該当すると判明したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 前項の規定による取消しをした場合は、第16条を準用する。

(調査等への協力)

第21条 補助事業者は、県が補助事業終了後に必要に応じて行う調査等に協力するものとする。

2 知事は、前項の規定により補助事業者から報告された内容及び補助事業の結果について、インターネットの利用その他の方法により公表することができる。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表3 第3条第1項第3号に規定する補助金（神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金）

<p>1 定義</p>	<p>別表3において、次に掲げる用語の定義は、知事が別に定めるもののほか、以下に定めるところによる。</p> <p>(1) 区分所有者 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項の規定に基づく区分所有者をいう。</p> <p>(2) 改修工事 省エネルギー効果が見込まれる断熱効果の高い窓等に改修する工事並びに壁、天井又は床の断熱改修工事をいう。</p> <p>(3) 国補助金 改修工事に対し、国が実施する補助金をいう。</p>
<p>2 第3条の補助事業の範囲</p>	<p>(1) 補助の対象とする住宅（以下別表3において「補助対象住宅」という。）は、次に掲げる要件に適合する住宅（賃貸住宅を除く。）とする。</p> <p>ア 県内の既存住宅（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に定める住宅以外の住宅）で、補助事業完了後は、補助事業者が常時居住すること。</p> <p>イ 耐震性能を確保した住宅（昭和56年6月1日以降に建築確認を得て着工したもの（増築等を含む。））又は現行の耐震基準に適合させる改修工事が施工されているもの（当該年度内に施工完了するものを含む。）であること。</p> <p>(2) 指定する補助対象製品を用いて補助対象住宅に改修工事を行う事業（以下別表3において「第3号補助事業」という。）を補助対象とする。改修工事は、次に示すものとする。ただし、既に改修工事を行っているものについては、この限りではない。</p> <p>ア 外気に接する窓（玄関ドア含む。）の改修工事を行うもの</p> <p>イ 外気に接する壁、天井又は床の改修工事を行うもの</p> <p>(3) 前号で指定する補助対象製品は、国補助金において、製品として登録されている窓（玄関ドア含む。）、ガラス及び断熱材をいい、全て未使用品とする。</p> <p>(4) 事業の要件は、第2号アを必須とし、それ以外は任意とする。</p>
<p>3 第3条の補助事業者</p>	<p>補助事業者は、第3号補助事業を実施する者であって、補助対象住宅を所有又は区分所有する個人とする。ただし、補助事業者が複数の者の場合は、補助事業者のうち、いずれか一者が補助金の申請及び報告を行い、補助金の交付を受けるものとする。</p>
<p>4 第4条の補助額の算出方法等</p>	<p>第3号補助事業における補助対象経費は、改修工事の施工に直接かかる費用の内、次に掲げるものとし、補助額は補助対象経費に3分の1を乗じた額又は20万円のうち、いずれか低い額を上限とする。</p> <p>ただし、補助額と国の補助金、国庫支出金その他の名称を問わず国からの給付と知事が認める合計額が補助対象経費を超えないこととする。</p>

	<p>(1) 材料費</p> <p>(2) 労務費</p>
5 第6条の交付申請に係る提出書類	<p>(1) 神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金交付申請書（第1号様式）</p> <p>(2) 神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金事業計画書（第1号様式別紙1）</p> <p>(3) 補助対象経費の積算に関する根拠となるもの（第3号補助事業に係る見積書等の写し）</p> <p>(4) 補助事業者の住民票の写し（発行日から3か月以内のもの）</p> <p>(5) 補助事業者が複数の者の場合は、補助事業者を代表して申請手続を行うとともに補助金の交付を受ける者への申請手続に係る委任状（第1号様式別紙2）及び委任者の住民票の写し（発行日から3か月以内のもの）</p> <p>(6) 補助対象住宅の建築図面（改修工事箇所を明記すること。）</p> <p>(7) 補助事業者が補助対象住宅を所有することを証する登記事項証明書の写し（登記事項証明書の写しが提出できない場合にはこれに代わるものとし、実績報告時に提出すること。）</p> <p>(8) 改修工事箇所の現況写真（工事前の写真（図面上に改修工事箇所を明記すること。A4縦白色の紙に印刷又は添付すること。用紙には改修工事箇所を明記すること。））</p> <p>(9) 補助対象経費の中に補助事業者自身、100%同一の資本に属するグループ企業又は関係会社からの調達(工事等含む。)する場合は、利益等排除に関する書類</p> <p>(10) その他知事が必要と認める書類</p>
6 第7条の交付の決定等に係る様式	<p>補助金の交付を決定したときは、神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付を決定したときは、神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知する。</p>
7 第9条第1項の変更の申請に係る様式	<p>神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金変更承認申請書（第4号様式）及び神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金変更補助額積算書（第4号様式別紙1）</p>
8 第9条第2項の変更の承認等に係る様式	<p>変更が適当であると認めるときは、神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金変更承認通知書（第5号様式）により、適当であると認めなかったときは、神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金変更不承認通知書（第6号様式）により通知する。</p>
9 第9条第3項の中止又は廃止の申請に係る様式	<p>神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金中止・廃止承認申請書（第7号様式）</p>
10 第9条第4項の中止又は廃止の承認等	<p>中止又は廃止が適当であると認めるときは、神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金中止・廃止承認及び交付決定取消通知書（第8号様式）により、適当であると認めなかったときは、神奈川県既存住宅</p>

に係る様式	省エネ改修事業費補助金中止・廃止不承認通知書（第9号様式）により通知する。	
11 第11条第1項の補助事業の着手	第3号補助事業に係る工事の着手とする。	
12 第11条第2項の補助事業完了の日	次の第1号及び第2号が完了した日とする。 (1) 第3号補助事業に係る工事の代金の支払い (2) 第3号補助事業に係る工事	
13 第12条の状況報告に係る様式	神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金実施状況報告書（第10号様式）	
14 第13条の実績報告に係る書類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金実績報告書（第11号様式） (2) 神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金事業結果及び施工証明書（第11号様式別紙1） (3) 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されている部分の通帳等の写し（補助金振込先は、申請者本人名義の口座に限る。） (4) 補助額に影響を及ぼすことがない補助対象設備の仕様等を変更した場合は、神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金仕様変更報告書（第11号様式別紙2）及び変更に係る書類 (5) 補助事業者の交付申請時の住所と補助対象住宅の住所が異なる場合は、補助事業者が補助対象住宅に転居し常時居住していることが確認できる住民票の写し（発行日から3か月以内のもの） (6) 交付申請時に補助事業者が補助対象住宅を所有することを証する登記事項証明書を提出できなかった場合は、当該証明書の写し (7) 国補助金を受ける場合は、国による交付通知書（補助金額が明記してあるものに限る。）又はこれに代わるもの (8) 施工が確認できるもの（改修工事後の写真（A4縦白色の紙に印刷又は添付すること。用紙には改修工事箇所を明記すること。また、改修工事箇所が明確に判別できるようにできるだけ大きく写すこと。）） (9) 領収書の写し (10) その他知事が必要と認める書類 	
15 第14条の補助金の額の確定に係る様式	神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金交付額確定通知書（第12号様式）	
16 第17条第2項の知事が定める財産の種類及び期間	財産の種類	期間
	第3号補助事業に係る取得財産	10年
17 第17条第3	神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金財産処分承認申請書（第	

項の財産処分に係る様式	13号様式)
18 第17条第4項の財産処分の承認等に係る様式	処分が適当であると認めたときは、神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金財産処分承認通知書（第14号様式）により、処分が適当であると認めなかったときは、神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金財産処分不承認通知書（第15号様式）により通知する。

別表3 第1号様式 (第6条関係)

神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号
住所
フリガナ
氏名
生年月日 T・S・H 年 月 日生
性別 男・女

神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、5の誓約事項について相違ないことを誓約するとともに、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

1 補助事業の目的及び内容

省エネ効果が見込まれる窓等の改修工事に対して補助することにより、既存住宅の省エネを促進し、家庭部門における脱炭素化の推進につなげる。

2 補助金交付申請額

円 (千円未満切捨て)

3 申請者の連絡先

TEL :	メールアドレス :
-------	-----------

4 導入する設備の販売・設置・施工予定事業者の連絡先※

事業者名 :			
部署名・役職名		担当者名	
TEL		FAX	
定休日		電子メールアドレス	

※ 交付申請に関する技術的事項について、導入する設備の販売・設置・施工予定事業者を確認することがあります。

5 誓約事項

次の事項について相違ないことを誓約します。

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。
- (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (9) 本補助金の交付を受けようとする者にあつては、同一の設置場所において、神奈川県家庭部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第3条第1項第2号の補助金の交付申請をしていないこと。

別表3 第1号様式別紙1

神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金事業計画書

1 補助事業の概要

補助対象住宅の地番	
事業着手予定日	年 月 日
事業完了予定日※1	年 月 日
改修工事の種別 (該当する□に「✓」を記載)	<input checked="" type="checkbox"/> 窓(玄関ドア含む)※2 <input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 天井 <input type="checkbox"/> 床
併用する国補助金の名称	

※1 事業完了及び工事代金の支払いが完了する予定日を記載すること。

※2 必須工事

2 補助事業に係る経費

補助の対象となる経費(税抜)(改修工事箇所の材料費と労務費を記載すること。)

改修工事箇所	材料費	労務費	合計
窓 (1)			
壁 (2)			
天井 (3)			
床 (4)			
		①改修工事箇所の合計額(税抜)	

補助事業に関する経費

①補助対象経費 (修工事箇所の合計額)	②補助対象経費に3分の1を乗じた額 (千円未満切捨て)	③国補助金申請 (予定)額	④申請額※3

※3 ②+③<①の場合 ②で算出した額又は200,000円のうち、いずれか低い額

②+③>①の場合 (②+③)-①の差額分を②から控除した額又は200,000円のうち、いずれか低い額

3 補助対象経費の明細

(1) 窓工事の材料費、労務費

■ 材料費

国補助金 製品(登録)型番	メーカー名 /製品名	数量 (a)	単価(円) (b)	金額(円) [税抜] (a) × (b)
			材料費合計額	

■ 労務費

工事内容	金額(円) [税抜]
	労務費合計額

注 欄が不足する場合は、適宜追加すること。

別表3 第1号様式別紙2

補助事業者を代表する者への申請手続に係る委任状

年 月 日

委 任 者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	T・S・H 年 月 日生
	性別	男 ・ 女

私は、下記の代表者を代理人と定め、神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金の申請及び報告を行い、補助金の交付を受ける者としての権限を委任します。

なお、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

受 任 者	住所	
	氏名	

神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のあった神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。)第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額 円

2 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金に係る事業とし、その内容は申請のとおりとします。また、補助事業は交付を決定した年度の3月末日までに事業を完了しなければなりません。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。ただし、補助額に影響を及ぼすことがないものについてはこの限りではありません。また、交付決定後に補助事業の内容の変更に伴う補助金の額の増額はできません。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
- (4) 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければなりません。
- (6) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収します。補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければなりません。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したときその他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。

ウ 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき。

(7) この補助金は、実績報告書に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付します。

(8) その他規則及び神奈川県家庭部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱の定めるところに従わなければなりません。

3 この補助金に係る実績報告は、補助事業完了の日から2か月以内又は交付を決定した年度の翌年度の4月末日のいずれか早い期日までに行わなければなりません。ただし、当該期日が神奈川県の休日を定める条例（平成元年神奈川県条例第12号）第1条第1項の規定による県の休日（以下「県の休日」という。）に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなします。

4 この補助金に係る状況報告は、交付の決定をした年度の3月末日までに行わなければなりません。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなします。また、同期日までに3の実績報告を行った場合は、行う必要はありません。

5 補助事業により取得した財産については、次の期間内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、若しくは廃棄する場合（以下「処分」という。）には、知事の承認が必要になります。また、知事の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。

財産の種類	期間
第3号補助事業に係る取得財産	10年

6 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間又は処分制限期間のいずれか長い期間が経過するまで保存しなければなりません。また、保存期間が満了しない間に法人を解散させる場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。

7 次の場合、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければなりません。

(1) 個人にあつては、住所又は氏名を変更したとき。

(2) 法人にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。

8 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに申請の取下げをすることができます。

別表3 第3号様式（第7条関係）

神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のあった神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金の交付については、次の理由により交付しないこととしたので、神奈川県家庭部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

(交付しない理由)

別表3 第4号様式(第9条関係)

神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金変更承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金に係る事業について、次のとおり変更したいので、承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額

変更前 円 変更後 円(千円未満切捨て)

2 変更の内容

	変更前	変更後
補助事業の内容		

3 変更の理由

※ 変更に関する技術的事項について、導入した設備の販売・設置・施工事業者を確認することがあります。

別表3 第4号様式別紙1

神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金変更補助額積算書

1 補助事業に係る経費

補助の対象となる経費（税抜）（改修工事箇所 material 費と労務費を記載すること。）

改修工事箇所	材料費	労務費	合計
窓 (1)			
壁 (2)			
天井 (3)			
床 (4)			
①改修工事箇所の合計額（税抜）			

補助事業に関する経費

①補助対象経費 (修工事箇所の合計額)	②補助対象経費に3分の1を乗じた額 (千円未満切捨て)	③国補助金申請 (予定)額	④申請額※3

※3 ②+③<①の場合 ②で算出した額又は200,000円のうち、いずれか低い額
 ②+③>①の場合 (②+③)-①の差額分を②から控除した額又は200,000円のうち、
 いずれか低い額

※ 補助対象経費の積算に関する根拠となるもの（見積書等の写し）を添付すること。

3 補助対象経費の明細

(1) 窓工事の材料費、労務費

■ 材料費

国補助金 製品(登録)型番	メーカー名 /製品名	数量 (a)	単価(円) (b)	金額(円) [税抜] (a) × (b)
			材料費合計額	

■ 労務費

工事内容	金額(円) [税抜]
	労務費合計額

注 欄が不足する場合は、適宜追加すること。

(3) 天井工事の材料費、労務費

■ 材料費

国補助金 製品(登録)型番	メーカー名 /製品名	数量 (a)	単価(円) (b)	金額(円)[税抜] (a) × (b)
			材料費合計額	

■ 労務費

工事内容	金額(円)[税抜]
	労務費合計額

注 欄が不足する場合は、適宜追加すること。

神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで変更承認申請のあった神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。)第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額

既 決 定 額	円
今回変更交付決定額	円

2 補助条件

- (1) この補助金変更の対象となる補助事業の内容は、年 月 日付けで申請のあった神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金変更承認申請書記載のとおりとします。
- (2) この補助金の変更交付決定に伴う補助金は、実績報告書に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付します。
- (3) この補助金の変更交付決定の内容又は条件に不服のあるときは、この変更交付決定通知書を受理した日から10日以内に申請の取下げをすることができます。
- (4) その他の交付条件については、年 月 日付け神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金交付決定通知書のとおりとします。

別表3 第6号様式(第9条関係)

神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金変更不承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで変更承認申請のあった神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、神奈川県家庭部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

(承認しない理由)

別表3 第7号様式(第9条関係)

神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号
住所
氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金に係る事業について、次のとおり中止・廃止したいので、承認を受けたく、申請します。

1 中止・廃止の内容

2 中止・廃止の理由

別表3 第8号様式(第9条関係)

神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金中止・廃止承認及び交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで中止・廃止承認申請のあった神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金に係る事業については、承認することとし、補助金の交付の決定を取り消したので、神奈川県家庭部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第9条第4項の規定により通知します。

別表3 第9号様式（第9条関係）

神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金中止・廃止不承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで中止・廃止承認申請のあった神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、神奈川県家庭部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第9条第4項の規定により通知します。

(承認しない理由)

別表 3 第10号様式 (第12条関係)

神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金実施状況報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金に係る事業の 年 月 日現在における実施状況について、次のとおり報告します。

1 補助事業の執行状況

2 補助対象経費の執行状況

別表3 第11号様式 (第13条関係)

神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金実績報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金に係る事業の実績について、関係書類を添えて報告します。

(補助金振込先) 通帳等に記載のとおり正確に記載してください。

口座名義	(フリガナ)
金融機関名	
店名	
預金の種類	普通・当座
口座番号	

注1 本人名義の口座に限ります。

注2 通帳等の写しを添付してください。(上記内容が全て確認できるもの)

神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金事業結果及び施工証明書

年 月 日

1 補助事業の概要

事業着手日	年 月 日
事業完了日※	年 月 日
工事完了日	年 月 日
補助対象住宅の工事代金の支払い完了日	年 月 日
交付申請時の申請者の住所と補助対象住宅の住所の相違の有無	<input type="checkbox"/> 相違あり <input type="checkbox"/> 相違なし (相違ありの場合は、住民票を提出すること。)
工事内容の変更の有無	<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし (変更ありの場合は、別紙2の変更報告書を提出すること。)
住宅の共有者の変更の有無	<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし (変更ありで追加の場合は、当該追加者の委任状及び住民票を提出すること。)
国補助金の申請状況についての申請時からの変更	<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし

※ 工事完了及び工事代金の支払いが完了した日を記載すること。

補助事業に関する経費

①補助対象経費 (修工事箇所合計額)	②補助対象経費に3分の1を乗じた額 (千円未満切捨て)	③国補助金申請 (予定)額	④申請額※3

※3 ②+③<①の場合 ②で算出した額又は200,000円のうち、いずれか低い額
 ②+③>①の場合 (②+③)-①の差額分を②から控除した額又は200,000円のうち、いずれか低い額

上記のとおり施工したことを証明します。

会社名・支店名			
住所			
責任者職・氏名	責任者連絡先		
担当者氏名	担当者連絡先		

※ 実績報告に関する技術的事項について、導入した設備の販売・設置・施工事業者を確認することがあります。

別表3 第11号様式別紙2

神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金仕様変更報告書

年 月 日

申請者 氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金に係る事業において、仕様等の変更がありましたので、次のとおり報告します。

1 交付申請額

円

2 変更の内容

	変更前	変更後
補助事業の内容		

3 変更の理由

別表3 第12号様式（第14条関係）

神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

（公 印 省 略）

神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金交付決定通知（ 年 月 日付け
第 号）により交付決定した補助金については、 年 月 日付けで提出さ
れた神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金実績報告書に基づき、交付額を 円
に確定したので、神奈川県家庭部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第14条の規定により
通知します。

別表3 第13号様式（第17条関係）

神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金財産処分承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金に係る補助事業により取得した財産について、下記理由により処分を行うため、承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 処分を行う財産

2 処分の内容

3 処分の理由

別表3 第14号様式（第17条関係）

神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金財産処分承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のあった財産の処分については、次のとおり承認することとしたので、神奈川県家庭部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第17条第4項の規定により通知します。

1 処分を行う財産

2 処分の内容

3 承認の条件

- (1) 処分が完了した場合は、速やかに別紙の報告書、処分の完了を証する書類の写し及び売却金額が分かる書類の写しを提出すること。
- (2) 処分の完了後に別途通知する補助金に相当する額を納付すること。

注 承認の条件を満たさない場合には、承認を取り消す場合があります。

別表3 第15号様式（第17条関係）

神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金財産処分不承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のあった財産の処分については、次の理由により承認しないこととしたので、神奈川県家庭部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第17条第4項の規定により通知します。

(承認しない理由)